

福岡市療育キャンプ事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅心身障がい児を対象として、社会参加の機会を与えるため、自宅以外での宿泊の経験及び集団生活訓練の場と機会を提供し、併せて専門医師等による診断、機能回復訓練及び療育相談等の援護事業（以下「事業」という。）を行っている社会福祉法人等の団体に対して、本市が補助金を交付することに関し必要な事項を定めることとする。

（補助金交付の原則）

第2条 前条の補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、本要綱の定めによるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において「心身障がい児」とは、次のいずれかに該当する者をいう。（原則として18歳未満の児童。但し18歳以上であってもこの事業の目的に適合すると認められる者については、これも含めるものとする。）

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
- (2) 福岡市療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けた者又は福岡市児童相談所その他の判定機関により知的障がい児若しくは知的障がいの状態にあると判定された者。

（補助対象となる団体）

第4条 補助金の交付対象となる団体は、在宅心身障がい児に対する援護事業を実施している団体で、社会福祉法人又はこれに準ずるものとして特に市長が認めたものとする。

2 本補助金の補助対象団体は公募により募集する。

3 前2項の補助対象団体は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。

（補助対象となる経費）

第5条 補助の対象となる経費は次の各号に掲げるもののうち事業の実施に係るものとする。

- (1) 報償費
- (2) 宿泊費
- (3) 食糧費
- (4) 材料費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 旅費
- (7) 保険料
- (8) 事務費
- (9) その他市長が事業に必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金は事業に要する経費を補助するものとし、その額は毎年度当初に市長が予算の範囲内で定める。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書（規則様式第1号）に次の各号の掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計画書
- (2) 事業計画書
- (3) 市税の滞納がないことの証明書（市税の納税義務者の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出は、補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに行わなければならない。但し、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は補助金交付の申請があったときには、関係書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うなど内容について検討を行ったうえ、すみやかに補助の適否を決定し、申請者に事業補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により通知するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業内容の変更等)

第10条 補助金交付の決定を受けた団体が、事業内容を変更し、又は事業を中止し、もしくは廃止するときはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備

え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第13条 市長は必要があると認めたときは、補助金の交付の決定を受けた団体に事業の運営に関し報告をさせ、また職員にその事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させもしくは関係者に質問させることがある。

(実績報告)

第14条 補助金交付の決定を受けた団体は、事業終了後1か月以内に事業実績報告書(規則様式第4号)に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業経費収支計算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、規則第15条により調査確認し、補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた団体に事業補助金確定通知書(規則様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は前条の規定により確定した額を、すみやかに補助金の交付を受けた団体に対し交付するものとする。但し、市長が必要と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することがある。

2 前項ただし書きの場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関しては、本要綱の定めによるほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成17年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

この要綱は令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。